

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称： 恵の実保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 尾崎 恵理子	定員（利用人数）： 60名（73名）	
所在地： 愛知県豊川市市田町原山97・98番地		
TEL： 0533-65-9803		
ホームページ： http://enomi.ednet.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成23年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 恵の実		
職員数	常勤職員： 11名	非常勤職員： 17名
専門職員	保育士 9名	保育士 9名
		医師： 2名
施設・設備の概要	保育室4・遊戯室・便所	調理室・職員室・事務室
	相談室・静養室	

③理念・基本方針

- 【 法人の理念 】**
一人ひとりの意欲を大切に、たくましく、かしこく、優しく育つことを願いながら、発達に弱さを持つ子どもも含め、0歳児から学童、大人まで共に育ち合う共同の子育てを目指します。
- 【 基本方針（保育目標） 】**
1. 「たべる」「ねる」「あそぶ」「はたらく」ことを通して子どもの“内なる自然”を育てる保育
 2. 自然の中での仲間との体験活動を通して、たくましさ、やさしさ、賢さや生きる力を育てる保育
 3. 人と交わる力を育て、0歳から大人まで育ち合う保育
 4. 優れた絵本、一流の芸術、文化にふれ、豊かな感性を育てる保育

④施設・事業所の特徴的な取組

1. 平成4年に「共同保育グループ恵の実」としてスタート、翌年に「恵の実共同保育園」として事業を開始。その後、平成22年に「社会福祉法人 恵の実」を設立し、翌年4月に豊川市の認可保育園として「恵の実保育園」を開所、併せて「ホップくん」「ステップくん」「恵の実っ子クラブ」を開設した。

園の周辺は、市民の憩いの場として親しまれている赤塚山公園など、子どもたちにとって自然豊かで静かな環境で保育が行われている。当園の園舎の目の前に広大な園庭が配置されることにより、子どもたちが思いのままに外遊びを楽しむことができる環境が整備されており、子ども一人ひとりの心身両面での健やかな成長に大きく寄与している。敷地内には畑が設けられ、子どもたちが体験を通して食材に触れることができる環境があり、変化に富んだ環境設定がなされている。

2. 法人が目指す「統合保育」は保護者の期待に沿うよう展開されており、同一敷地内の「ホップくん」とは交流の機会が設けられている。所謂「インクルーシブ保育」を実践しており、子ども同士のかかわり方や保護者への対応方法など通常の保育とは異なる中で、日々の経験が保育スキルとして蓄積され仕事へのやりがいやステップアップに繋がっている。

3. 毎月発行している給食だより・食育だよりや毎日の給食献立一覧表を通して、保護者に対する情報提供や食育に対する意識向上が図られている。恵まれた立地条件を活かした食育活動が積極的に展開されるとともに、収穫したばかりの季節の野菜を食材として用いた給食づくりなどに意を注いでいる。子どもたちは喜んで収穫活動に参加し、保護者からも高い評価を得ている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年6月27日（契約日）～ 令和元年 12月 27日（評価決定日） 【令和元年9月13日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 「恵の実保育園」を柱とし家庭と地域との連携を図り、保護者の協力を得ながら子どもたちが健康・安全で情緒の安定した生活ができる保育環境を用意し、健全な心身の発達を図ることに努めている。また、子どもたちにとって望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことと、保育士の愛情と知性、技術を一人ひとりの子どもに向けられるように留意した、保育の実践に努めている。地域の保育や福祉の拠点となるべく努力をされており、保護者との意見交換を通じた課題の共有と改善にむけた取組みを実行されている点は評価できる。

2. 年間の食育計画を通し、子どもたちが豊かな経験ができるよう工夫している。旬の食材を使った料理、季節感のある献立を取り入れた食事が提供されており、園で子どもたちが育てた野菜を使った給食を味わっている。素材の味を生かした薄味で添加物の入った食品はできるだけ避け、季節の野菜を中心に小骨のある魚や肉、豆類、海藻、果物、分づき米で栄養、味覚、彩りを大切にしながら給食が提供されており、背筋を伸ばし正しい姿勢で食事をするよう指導している。

3. 園長は職員の生活環境や意向に耳を傾け、職員それぞれの事情や希望を聞き入れ、職員配置に工夫を加え有給休暇も取得しやすい環境整備に努めている。職員の就業状況については、結婚後にも労働面、精神面での配慮があり、子育てしながら働ける環境になっており、ワーク・ライフ・バランスに配慮された働きやすい職場として定着率も高い。

◇改善を求められる点

1. 経営環境や経営課題等については理事会等で中・長期計画として審議が行われているが、明確なビジョンが文書化されておらず策定が望まれる。「少子化」の急激な進展の中、国の児童福祉政策は大きく変わろうとしており、行政の子育て支援事業計画等を参考に理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、実現のための組織体制や設備の整備、職員体制や人材育成等に関する具体的な事柄について、中・長期事業計画として策定することが必要である。

保育目標、保育方針の計画は実行可能で具体的な内容となっているが、単年度の事業計画は中・長期計画との連動が重要であり、今後、当法人の持つ実績や経験といった「強み」を明確にしていく事に欠かせないものである。毎年、単年度事業計画の分析や評価を行い、サービスの質の向上に向けた取組みを期待するとともに、職員の参画や意見の集約・反映のもとで、中・長期計画の策定及び単年度事業計画のさらなる充実に取組んでいただきたい。

2. 理念は園における事業経営や保育の拠り所であり基本の考えである。理念や基本方針は園の保育に対する考え方や姿勢を示すもので、職員の行動規範となるものであり、職員への十分な周知と理解を促すことが重要である。第三者評価受審を機に、理念・基本方針について職員・保護者へ周知され、園の運営、保育サービスの質の向上への研修会や勉強会を計画的に行うとともに、マニュアルの整備や保育の標準化や記録の統一化が望まれる。

3. 福祉人材の育成においては「期待される職員像」は明文化されており、運営規程の中に職種・員数・職務内容及び専門資格を明示している。施設内研修・外部研修と職員の教育・研修が実施されているが、研修内容については職員一人ひとりの研修内容・研修履歴を精査して参加目的を明確にし、職務に係る関連性、継続性を意識して研修に参加できるよう体系化された研修計画を作成するとともに、研修計画を定期的に評価・見直す仕組みの構築を期待する。また、中堅層に当たる職員の養成に尽力されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

恵の実保育園は共同運営保育グループ・共同運営保育園を前身とし、進めてきた20年以上の保育の歴史があります。その歴史の中で、保護者と職員が一体となって子どもたちを共に育てる保育思想が育まれてきた反面、公共サービスとしては不足している点もあるのではないかと、専門的かつ客観的な立場から評価していただき、サービスの質の向上に結びつけたいと第三者評価を受けました。

その中で、私たちのスローガンである「一人ひとりの意欲を大切に、発達の弱さをもつ子どもも含め、0歳から大人まで共に育ち合う共同の子育ての実現」につながる保育環境の整備、保育実践、食育実践等を高く評価していただけたことは、私たちの保育実績への後押しと捉えています。一方で、中・長期計画のビジョンの文書化やその実現の為に組織体制、各マニュアルの整備、総合的な人事管理の仕組み作りや連絡事項のプライバシー保護、保護者が相談や意見を述べやすい環境作り等を課題として提示していただきましたが、まさに早急に改善に取り組んでいくべき内容であると受け止めます。今後、十分に検討を行った上で、役職員一体となって見直しにつなげていきます。保護者の方の意見も評価の中に提示されていますので、改善に努めます。

今回の受審を私たちの飛躍の機会とし、『児童の権利に関する条約』の基本原則である「子どもの最善の利益」に向けて、今後も全職員で努力していきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・ b ・c
<コメント> ・理念、基本方針はパンフレットやホームページに目指す方向や考え方が具体的な内容で示されており、職員には新入職員のオリエンテーションや職員会議によって周知し、保護者には「入園の手引き」で入園説明会、保護者会などで周知を図っている。 ・保護者には送迎時等の機会を捉えて周知し共通理解を図っているが、周知状況を確認するなど継続的に理解を促す取り組みや職員の理解度を確認する取り組みの導入について、今後の課題として検討されたい。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・ b ・c
<コメント> ・理事会を中心に事業全体の経営や利用者の推移・利用率等の分析を行い、事業の継続性・将来性に影響を与える課題の把握や検討は半期ごとに分析が行われている。 ・保育所経営における全国的な動向や情勢など、経営にインパクトを与えるテーマなどについては、行政等から情報を収集しているが詳細に至るまで分析できておらず、継続的な課題として取り組んでいただきたい。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・ b ・c
<コメント> ・理事会を中心に経営課題について把握・分析が行われ、役員や管理者においては共有されているが、職員へ周知し検討する場を設けるなどの組織的な対応は行われていない。職員会議等で共有化を図り、課題の解決や改善についての前向きな取り組みを期待する。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・ c
<コメント> ・理事会等で経営上の課題等について討議され、そのうえで予算や事業計画は纏められている。一方では中・長期に亘る計画、目標等は、園長個人のビジョンとしては持ち合わせているものの書面化はされておらず、具体的な目標や成果の設定に至っていない。昨今の「こども園構想」「保育料の無償化」など、国の動向を念頭に課題等を分析するとともに、理念や基本方針実現のために具体的な取り組みを期待する。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・b・ c
<コメント> ・園長のビジョンに基づいた単年度の「事業計画」は、具体的な内容として策定され職員にも示されている。保育園として年度終了時に実施状況の評価を行うにあたり、内容が具体的な成果として評価を出せることが必要であり、可能な限り定量的な分析ができるような数値目標の設定が望まれる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a・㉞・c
<コメント> ・事業計画は毎年定められた時期・手順により作られており、実施状況の把握・見直しを行っている。 ・事業計画は保護者アンケートの結果や日々聴き取っている保護者からの意見・要望について、職員会議などで分析・検討し職員の意見を反映したうえで策定しており、その内容については職員会議で全員に周知している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a・㉞・c
<コメント> ・事業計画の周知は保護者会や実行委員会等を活用して理解を促しており、保護者の理解を求めている意図が見受けられる。また、年2回程度開催される保育参観の機会などに保育の流れなどを説明しており、保護者が参加しやすいような工夫もされている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a・㉞・c
<コメント> ・保育内容については、保育所全体で各期に一度の総括会議を行うとともに、園長を中心に職員会議やミーティングなどの場を活用し点検を行い、書面として残したうえで保育サービスが子どもや保護者の利益になるよう活用を図っている。 ・第三者評価を初めて受審し自己評価を実施したことにより、受審プロセスで把握した課題を共有するとともに、保育サービスの質の向上に向けた新たな取組みを期待したい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a・㉞・c
<コメント> ・保育サービスについての分析や結果については文書で残されており、課題についても改善策や改善計画の検討が行われ職員間で共有も図られている。 ・第三者評価受審で明らかになった課題について、中・長期計画や事業計画を策定する中で優先順位を決めたうえで、段階的に解決へ向う新たな取組みを期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a・㉞・c
<コメント> ・園長は法人の理事も兼務しており、責務と権限は理事会権限に定められた権限と重複しており公表されている。 ・園長は自らの役割や責任について認識するとともに表明し、職員に対し職員会議や日々の保育実践の中で園長の責任と役割を周知している。有事の際における不在時の権限委任などについて、職務分掌等で明らかにするとともに文書化が望まれる。		

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長は保育園の運営において必要な法令等については理解し職員に周知しているが、経営面・環境面など他の幅広い分野の法令も確認し、理解するように努めている。コンプライアンスの重要性を認識したうえで、法令遵守に関する研修へ積極的に参加することにより必要な知識の習得に努め、職員会議等で理解を促す具体的な取組みを期待したい。 		
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長は日々の保育実践の場に出て日常の保育活動を点検し、保育の質の向上のためリーダーシップを発揮し指導にあたっている。保育士等が職員会議で意見が出しやすい工夫や一人ひとりが次の方針が見出せるような様々な方法で理解を促している。また、スキルアップのための研修や学習も積極的に取り入れている。 		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長は理念や基本方針の実現、経営課題の解決に向け前向きに取り組んでおり、その実現に努力している。職員が業務に積極的に取り組めるよう、意見・要望の聴取りを行い職員のモチベーションを高めることで、意欲的に業務に取り組めるよう職員を支援している。リーダーや主任クラスなど中堅職員の育成とともに、さらなる保育の質の向上・充実に向けた取組みを期待する。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業規模の拡大、充実に対応した人材の確保や育成は重要な経営課題として認識しており、大学への働きかけや実習生受入などの対応を行っている。基本的な考え方や育成方針が確立しているとは言い難い面があるが、法人との連携で職員は比較的定着し安定しつつある。 		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期待する職員像は明確にされており、職員の採用は「採用規程」に基づいて行われている。人事考課制度は運用されておらず、人事管理として職員に「キャリアデザインシート」の記入・提出を求め、個人面談を年1回実施し職員の意向を把握している。 ・ 開園後9年を迎え職員は定着しているが、将来を見据え人事考課制度や目標管理制度など人事基準と併せた総合的な人事管理の仕組みづくりを期待する。 		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きやすい職場作りを目指して、個人面談を年1回実施する機会を設け職員の家庭事情や就業状況についての意向を把握し、個々の希望と組織の必要性との適合を目指している。 ・ 園長は日頃より個々の職員との会話を重視しており、情報の聴き取りや把握に努めるとともに意向・意見に沿うよう取り組んでいる。 		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ b ・ ㉔
<コメント> ・ 職員一人ひとりに「期待する職員像」を伝え、個々の職員が目標を立て達成状況を確認する取組は行われていないが、個人面談・職員会議などを通じ育成に向けたアドバイスを行っている。 ・ 園長、主任は連携し職員育成に取り組んでいるが、法人の他施設と協調を図り目標管理制度の組織的な取組の導入に期待するとともに、実施に向け検討していただきたい。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・ 研修計画に基づき経験年数や職種に応じた研修の受講を促し、受ける研修回数等に違いはあるものの全員が何らかの研修を受けることができるよう配慮している。また、当園と同様な方針や方向性を以って保育を實踐している他の保育園との交流も継続的に実施されている。研修成果の評価・分析を行うとともに、次の研修計画に反映していただきたい。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・ 職員の経験年数や職種などに応じた研修はルーティン化されており、受講機会が確保されている。内部研修は、パート職員含め夜間に全員参加で実施している。 ・ 外部研修を受講した職員は、全体会議や職員会議で報告するようにしており、研修参加後のレポートの提出も行い、全体のレベルアップを目指している。		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・ 受け入れマニュアルは整備されていないが、実習生は毎年受け入れており、研修プログラムは学校側の手引書をもとに調整し、了承を得たうえで受け入れている。継続的な受け入れ体制の観点から、法人として受け入れに関するマニュアルの作成が求められる。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・ 保育の理念や基本方針、保育目標及び30年度の財務諸表は法人のホームページで公表されている。予算、決算に関する情報は法人単位であり、地域や保護者等に分かりやすいよう、事業所単位での経営情報、事業計画や事業報告の公表を検討されるとともに、今回受審した第三者評価の結果の公表を期待する。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・ 法人として、月1回税理士による財務管理や事業などで助言を受けており、指摘事項に基づいた改善を行っている。経理規程を定め文書で明らかにしているが、職務分掌も含め職員に十分周知されているとはいえないところが見受けられるので改善されたい。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ・c
<コメント> ・地域との交流を深めるため、保育園の入園式・卒園式に地元の町内会長に出席していただいている。園の行事では地域住民に案内を出し交流の機会を設けており、特に夏祭りには多くの方々の参加がある。地域との関わり方における基本的な考え方について、文書化するとともに交流を広げる取組を期待する。			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ・c
<コメント> ・ボランティアの受け入れに関する基本姿勢は明文化されていない。既に受け入れ実績はあるものの、受け入れ体制が十分に整っていない面があり、園だより等で保護者へ周知し、受け入れ実績について記録を整えるとともに基本姿勢を明らかにされたい。 ・ボランティアの受け入れに関するマニュアルを早急に整備したうえで、活動の目的や注意点を明確にし、園庭の環境整備以外にも園児のためのマジックや人形劇などの受け入れ等について期待するとともに活性化を望む。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	ⓑ・c
<コメント> ・豊川市から関係する社会資源を記載した資料の提供があり、その資料を掲示し関係者に配付するとともに職員へ周知している。 ・市役所・保健所などの関係機関を訪問し地域におけるネットワークの活用に努めており、把握した情報等は職員へ会議で周知し情報を共有している。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ・c
<コメント> ・法人内の相談支援事業所を通じて、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めるとともに、ミニ保育体験及び子育てサークル・近隣市町村の保育園へのリズム指導など、子育て支援事業として地域の子どもや保護者に保育園の機能を還元している。			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ・c
<コメント> ・豊川市の事業で保護者と赤ちゃんが休める場所「赤ちゃんの駅」に協力している。「赤ちゃんの駅」を始めとした特別保育事業など子育て支援各事業において把握した福祉ニーズをもとに、今後の事業運営に反映させるとともに活動のさらなる充実を期待する。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ	b・c
<コメント> ・保育所としての理念・ビジョン・使命など経営・運営方針は運営規程・入園の手引き・パンフレット等に記載されている。また、入園時の保護者には『恵の実の子どもの健やかな育ちを支える三つの約束』を通して、具体的に園の保育方針・目標・内容について保護者の理解と協力を得る取組を丁寧に行っている。その姿勢は一貫しており、“子どもと大人がともに育ち合う”という保育の神髄ともいえる努力を積み上げている。			

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前身の「恵の実共同保育園」の時から“自分の子どもを見守る目と同時に他の子を見守る目を持つことが大切”という考え方をもち、園の運営が行われている。 ・ 日々の連絡事項はプライバシーに関わることであるので、現在の生活記録表による連絡方法は再考されたい。また、子どもの権利擁護に関する規程はあるものの「対応マニュアル」は必要であり、法人として検討のうえ早急に作成されるとともに職員に周知されたい。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園の特色や保育目標、保育の中で大切にしていること等を記載したパンフレットを園の他に豊川市役所保育課に置いている。見学者については施設の案内を行うとともに、保育方針を説明したりパワーポイントを使って情報を提供している。 ・ ホームページには、園の様子や行事写真を掲載し保育園選択の情報が伝えられている。パンフレットについては、見やすく手に取りたくなるような工夫が望まれる。 		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の開始時は運営規程、入園の手引きに基づいてわかりやすく説明しており、配慮が必要な場合は個別に対応している。保育の変更時も同様に保護者の状況に応じた支援が行われているが、一人ひとりの子どもの状況に応じた個別的な対応の変更について説明する取組みを検討されたい。 		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転園児については、保護者の了解のもと引継ぎ文書として資料を作成し対応しているが、保育所の利用が終了した保護者に対しても相談方法や担当者について、口頭での説明のほかに案内用の文章を作成し配付されることを期待したい。豊川市外や幼稚園への変更の場合は、必要に応じて対応している。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育参観を年2回行うとともに保護者アンケートを実施し、振り返りを行い改善に繋げている。園行事実行委員会を設けて異学年の保護者と職員により、子どもたちのために力を合わせ一つの行事を作り上げる経験を大切にしている。行事以外の日々の保育に対する満足度調査を実施する取組みを検討されたい。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「恵の実保育園苦情解決実施要綱」を定めており、苦情解決の体制は整備されている。保護者に周知するとともに苦情を申し出しやすい工夫を行うとともに、苦情の内容及び解決への道筋などについて公表されることを検討されたい。 ・ 常に利用者にとっても園側にとっても地域から見ても、より良い保育園運営となるための意見として捉え、さらなる保育の質の向上に繋げることを期待する。 		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談室を設けて相談や意見を述べやすい環境は整えているが、保護者が相談や意見を述べる際の話しやすい雰囲気作りに努めるとともに、匿名のアンケートや苦情記入カードの配付および相談する相手を選べる仕組みを作るなど、保護者へ園の方針を伝えるとともに、判りやすい書面で理解を求める取組みを期待する。 		

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者からの相談や意見のうち迅速な判断が必要な時は速やかに検討を行い対応している。意見箱の設置を検討するとともに「恵の実保育園苦情解決実施要綱」をもとに、相談や意見を受けた際の記録や報告の手順などを記した対応マニュアルを作成されたい。 ・ 職員と保護者の信頼関係はあると思われるが、アンケートの結果では保護者からの苦情や意見に対し、園から「説明がなかった・どちらでもない」が3割程度あり、感染症発生の連絡についても同様の結果である。適切な対応を検討されたい。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人作成の「恵の実事故防止マニュアル」があり、基本方針、発生時の対応や 重大事故発生の報告指示系統が整備されている。また、事故・ヒヤリハット報告書の記録をもとに、月2回の職員会議で検討し改善に繋げており、緊急事案については携帯LINEにて職員に周知している。安全委員会が形骸化しているので活性化を期待する。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に向けては、厚生労働省のガイドラインや感染症対応マニュアルをもとに勉強会を実施しており、感染症の予防と発生した場合の適切な対応が行われている。保護者へは、子どものプライバシーに配慮することも含め周知は徹底されたい。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の「非常災害対策計画」をもとに自衛消防組織を編成している。自衛消防隊長に園長を配置し、災害発生時における組織体制、緊急時連絡網、災害予防対策が整えられている。年2回消防訓練実施届を消防署へ提出して初期消火を中心に消防訓練を行っている。 ・ 園内の避難訓練は、浸水の心配は少ないため火災・地震・竜巻を想定して行い、役割分担表どおりに対応できるかどうかや迅速に避難できるかどうかの検証を行っている。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な保育支援に関するものだけでなく、保育の個々の場面での留意点や子どもや保護者のプライバシーへの配慮、設備等の環境に応じた業務手順等、保育全般に亘る事項の文書化が求められる。 ・ 保育の標準化によって保育の質の向上に繋げ実践されることを願うとともに、標準的な実施方法で保育が実施されているかどうか確認する仕組みの導入を期待する。 		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、年齢別月案を作成しているが、その目的は当園が掲げている保育目標や大切にしていることについて具体的な活動に結びつけるもので、保育内容が保育士によって偏らないための標準的な実施方法の一案である。 ・ 標準的な実施方法について、職員の意見や保護者からの要望等を踏まえ職員会議で検討し文書化するとともに、定期的に見直しを行う仕組み作りを期待する。 		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a・㉞・c
<コメント> ・保育の全体的な計画に基づいて指導計画が策定されており、保育実践について振り返りや評価を行う仕組みが構築され機能している。 ・生活記録表や情報交換を通してニーズを把握したうえで指導計画に反映し策定するよう努めているが、必要に応じて保育所以外の関係者や保護者等が参加し協議する機会を設けられることを望みたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a・㉞・c
<コメント> ・指導計画は総括や部会で検証・見直しが定期的に行われている。次の計画の策定につながるよう評価を行うとともに、指導計画の改善に繋がっており、評価や見直しを行う中で、保育の質の向上に関する課題が明らかになった場合には、標準的な保育の実施方法に反映する取組みを期待する。 ・担任が自分のクラスの子どもの絵をもとに、一人ひとり気になる子どもの姿や発達について考察をすることによって、職員からの意見や提案が反映され保育実践に繋がっている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a・㉞・c
<コメント> ・子どもの発達状況や生活状況等統一した様式によって把握し記録されている。発達の記録を前半と後半に分け3ヶ月から4ヶ月に1回一人ひとりの発達について総括しており、情報は定期的開催している職員会議やミーティング等で共有するようにしている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a・㉞・c
<コメント> ・法人として、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインをもとに「特定個人情報等取扱規程」を定めており「恵の実保育園運営規程」に文書の管理や保存年限が定められている。職員は記録の取扱いの手順を遵守しており、日常的に点検を行っているが保護者等から情報開示を求められた際の基本姿勢などについて検討されたい。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a・㉞・c
<コメント> ・保育の全体的な計画は、保育所の理念・保育目標に沿って保育に関わる職員が参画して編成している。児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、改訂後の新保育所保育指針の趣旨を十分捉えて編成し、子どもの発達過程や子どもと家庭の状況及び地域の実態等を考慮したうえで、定期的に評価を行うとともに次の編成に生かしていくことを期待する。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉠・b・c
<コメント> ・保育目標に「子どもの『内なる自然』を育てる保育」を掲げ、子どもが触れる物は自然の素材にこだわりを持ち、国産の無垢材のヒノキの床、開放的なテラスから裸足で出ることができる園庭や思い切り水や泥と触れ遊べる環境を整えている。給食は陶器の食器を使用しており、椅子は子どもが扱いやすく背筋を伸ばして座れる物を使用するなど、一つひとつの物的環境が当園の保育目標と繋がれ選ばれている。		

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園は児童発達支援事業所「ホップくん」と同一建物内にあり、自然な形で「統合保育」が行われている。そのことが相互に生かされ「一人ひとりの心を受容することを最重点課題として取り組んでいる」と言わしめている。子どもが保育の主体であり、大人は子どもの最善の利益を考え実践しており、子どもの人権や尊厳が当然のように尊重され、子どもと保育士が対等な関係の中で、場と時間を共有した保育が展開されている。 		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「たべる・ねる・あそぶ・はたらくことを通して子どもの“内なる自然”を育てる保育」を保育目標の一つとしている。給食は大事な日課であり、自然の持ち味が大切にされた献立のもとで食事が提供され、配膳や箸を使った食事風景や片付けまでしっかりとこなす姿がある。 ・3歳未満児の排泄は布おむつで排泄の自立を促しており、着脱面では昼寝時の着替えなど“自分のことは自分で”を大切にと、子どもの将来を見据え家庭での生活を考慮した支援を行っている。 		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢ごとの保育が計画的・意図的に実施され、個々の発達の状況に応じ生活と遊びができるような環境設定が行われている。歩くこと、水や土での遊び、毎日のリズム遊びで養われる強い身体と心、絵を描くこと、自園で作るこだわりの給食、夏のプール遊びやそのための土嚢作りから子どもは「はたらく」一員として存在している。子どもの成長にとってどんなに大切で子ども自身のものとするかなど、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳から水・砂・土に触れどろんこ遊びをしており、自然の中の体験を通してたくましく生きるチカラを育てている。肌に触れる物はすべて綿100%の物にし、着替えを20枚程用意すること、排泄面では布おむつを使用していることなど心地よく過ごせるよう配慮している。保育の実践において手を掛け、気持ちを入れているかは明らかであるが、保育環境基準にある保育士配置基準より加配するなど、保育の質を担保する仕組みが今後の課題である。 		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な基本的な習慣については、落ち着いた雰囲気の中で一人ひとりの子どもの状況に応じ、子ども自らの経験を尊重した保育が行われている。子どもの自我の育ちを見守り気持ちを受け止め、まだ言葉で十分に自分の主張をぶつけられない1・2歳児へ豊かな言葉がけにより発達を促すよう努めている。また、保護者との関わりを通じて子どもの状況について情報を共有し、子育ての悩み相談にも対応するよう努めている。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園の保育目標の一つである「たべる・ねる・あそぶ・はたらく」ことを通して子どもの“内なる自然”を育てる保育が、日々の園生活の中で見事に具現化されている。リズム遊びによりしなやかな強い身体と心を作る、ロールマットを使って脳神経の発達を促す、泥・水遊びの中で皮膚感覚に刺激を与え自律神経をたくましく育てる、“歩くこと”を大切に近くの赤塚山公園など、恵まれた自然環境を生かした保育活動を通して「たくましさ・やさしさ・賢さ・生きる力」を育てている。 		

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、障害のある子は入所していない。法人として「統合保育」に力を注いでおり、同一建物内にある「ホップくん」との交流を日々行い、保育士が保育や支援の援助を行っている。園児・保護者とも、障害について理解し合う良い機会であり、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝える取組みなども望みたい。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16時以降の延長保育については、乳児は保育室で過ごすことが多く、3歳以上児は天候次第ではあるが外遊びが中心である。保育士は正職員のほかにホップくんの兼任保育士や保育補助員等により行われており、保育士の交替時における情報伝達や園での様子について、保護者への確に伝わる仕組みと同時に保育士の確保が課題である。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当園は、市内広範囲からの利用が多いため小学校との交流等の連携は難しい状況にある。子どもの育ちを学びへと繋げていくことは保育園の重要な役割であり、小学校への就学に対する期待や見通しが持てるよう配慮と支援が行われている。 ・ 園長の責任のもとに担当職員が参加したうえで、保育所児童保育要録を作成し3月末に小学校へ送付している。保育参観等を利用して個人情報保護や情報開示に留意することを保護者に周知されることを望む。 		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然の中で五感と体を十分に使った園での生活を楽しんでいる子どもたちは、薄着・はだし保育等、健康な体づくりに積極的に取り組んでいる。日々の視診や健康状態の把握、保護者との情報交換のほかに、内科検診、歯科検診、毎月身体測定を行い健康管理に努めている。マニュアルを整備するとともに、保護者や子どもが健康を維持するための方法等について関心を持ってもらえるような取組みに期待したい。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断、歯科健診の結果が記録され適切に管理されており、保護者へは結果のみを伝えるに止まらず「家庭生活での留意点」として、入園の手引きの中等でも伝えている。誤飲誤嚥対応やAED研修に参加しており、健康管理意識が高いものがあるものの子どもの健康に関する方針や取組について、保護者への働きかけの強化を期待する。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもはいないが「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行うこととしている。今後、アレルギー疾患の研修会等へ積極的に参加していくことを望むとともに、アレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組みを期待したい。 		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	③・b・c
<コメント> ・給食は大事な日課として保育の柱に位置づけ、子どもの直接触れる物はプラスチックやキャラクター物は使わず、食器は陶器を使っている。保護者には献立一覧表、給食だより、食育だよりを配付し、献立の紹介や乳幼児期の食事の大切さを啓蒙している。 ・月に2回「蒸し野菜の日」を設け、目を見張るほど大きく切られた野菜を手づかみで大きな口を開けて食べており、野菜は子どもたちの畑で育てた物も多くあり味わいも格別である。園長は「咀嚼力がつく、よく食べるようになる」とのことで、素材の味を生かした薄味で添加物の入った食品はできるだけ避け、季節の野菜を中心に小骨のある魚や肉、豆類、海藻、果物、分づき米などで、栄養、味覚、彩りを大切に給食が提供されている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a・③・c
<コメント> ・毎月1回給食部会を開き、子どもの食事量や好みや季節感のある献立の工夫など検討している。調理員が子どもたちの食事の様子を見る機会が持てないのが実情であり、調理員が給食と一緒に食べる機会を設けるなど、子どもの様子や声を調理方法など給食全般に活かす工夫がほしい。検食の記録を含め衛生管理マニュアルの見直しも検討課題とされたい。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a・③・c
<コメント> ・生活記録表にて家庭との連絡を取っているが、個別の連絡帳ではなくクラスごとの一覧となっており保護者が持ち帰らず、保育園へ登園後に記載する方法を取っている。個人情報記載される物であることから、個別の記録等について検討を望みたい。 ・保育の意図や保育内容については、保育参観など様々な機会に伝え理解を得て、子どもの成長を共有できるよう支援を行っている。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a・③・c
<コメント> ・日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取り組んでいる。保護者からの相談に応じる体制や場所も確保されており、懇談会などを通して様々な相談を受けている。相談内容の記録は個人情報記録として残すだけでなく、内容がよりわかりやすい形で残されることを検討されたい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a・③・c
<コメント> ・豊川市共通のマニュアルがあり、そのうえに「恵の実保育園虐待対応マニュアル」を備えている。子どもの日常の様子や保護者の言動など気付いた点を記録し、職員で情報を共有する体制がとられている。今後は、虐待等権利侵害に関する理解を促すための職員研修等の実施に期待したい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a・③・c
<コメント> ・保育士の自己評価は行われているが、保育所全体の保育実践の自己評価につなげる努力は今後も必要である。しかし、現場では、ミドルリーダーを中心に保育の振り返りや悩み等を語り合い、保育実践を深めたいという自主的な場があり保育を語り合える仲間がいるからこそ、保育を楽しみ高めていく原動力になると思われる。保育士一人ひとりの自己評価が職員間のカンファレンスなどを踏まえ、園全体の質の向上に繋がるような体制を検討されたい。		